

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案参照条文

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（保険金額）

第十三条 責任保険の保険金額は、政令で定める。

2 前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合には、政令で、当該政令の施行の際現に責任保険の契約が締結されている自動車についての責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

（責任保険の契約に関する規定等の準用）

第二十三条の三 第十二条から第十九条まで、第二十二條及び前条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「責任保険の契約」とあるのは「責任共済の契約」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「保険金等」とあるのは「共済金等」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、第十六条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条第一項」と、「第二十八條の四第一項を除き、以下」とあるのは「以下」と、第十六条の五第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条の四第二項又は第三項」と、第十六条の六中「第十六条の四第三項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条の四第三項」と、第十六条の七第二号及び第十條の八第一項中「第十六条の四第一項から第三項まで」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条の四第一項から第三項まで」と、第十六条の七第三号及び第十六条の八第一項中「第十六条の五第一項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条の五第一項」と、第十六条の八第一項中「第十六条の六」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条の六」と、「前条」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第二十七條第一項に規定する行政庁とし、消費生活協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第一項に規定する行政庁とし、事業協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七條の二第二項において読み替えて準用する第二十七條第一項に規定する行政庁とする。」と、第十七條第一項中「第十六条第一項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条第一項」と、第十八條中「第十六条第一項及び前条第一項」とあり、第十九條中「第十六条第一項及び第十七條第一項」とあるのは「第二十三條の三第一項において準用する第十六条第一項及び第十七條第一項」と読み替えるものとする。

2）3（略）

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）

（保険金額）

第二条 法第十三条第一項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 死亡した者

イ 死亡による損害（口に掲げる損害を除く。）につき

ロ 死亡に至るまでの傷害による損害につき

二 介護を要する後遺障害（傷害が治つたとき身体に存する障害をいう。

イ 別表第一に定める等級に該当する介護を要する後遺障害が存する

場合（同一の等級に該当する介護を要する後遺障害が二存する場合を含む。）における当該介護を要する後遺障害による損害（口

に掲げる損害を除く。）

三千万円
百二十万円
以下同じ。）をもたらず傷害を受けた者
当該介護を要する後遺障害の該当する等級に應ずる同表に定める金額

ロ 介護を要する後遺障害に至るまでの傷害による損害につき

三 傷害を受けた者（前号に掲げる者を除く。）

イ 傷害による損害（口からへまでに掲げる損害を除く。）につき

ロ 別表第二に定める第五級以上の等級に該当する後遺障害が二以

上存する場合における当該後遺障害による損害につき

ハ 別表第二に定める第八級以上の等級に該当する後遺障害が二以

上存する場合（口に掲げる場合を除く。）における当該後遺障害

による損害につき

二 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二

以存する場合（ロ及びハに掲げる場合を除く。）における当該後

遺障害による損害につき

ホ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する場合

（口から二までに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害に

よる損害につき

ヘ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が存する場合（口か

らホまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損

害につき

2（略）

別表第二(第二条関係)

等級	後遺障害	保険金額
第一級	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 三 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 四 両上肢の用を全廃したもの 五 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両下肢の用を全廃したもの 	三千万円
第二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの 	二千五百九十万円
第三級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの 	二千二百九十万円
第四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 	千八百八十九万円
第五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を腕関節以上で失つたもの 五 一下肢を足関節以上で失つたもの 	千五百七十四万円

第六級	<p>六 一 上肢の用を全廃したもの 七 一 下肢の用を全廃したもの 八 両足の足指の全部を失つたもの</p> <p>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 六 一 上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一 下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 八 一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指を失つたもの</p>	千二百九十 六万円
第七級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を含み三以上の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十一 両足の足指の全部の用を廃したもの 十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 十三 両側の睾丸を失つたもの</p>	千五十一万 円
第八級	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 一手のおや指を含み二の手指を失つたもの 四 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指を含む三以上の手指の用を廃したもの</p>	八百十九万 円

第九級	<p>五 一 下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一 上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一 下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一 上肢に仮関節を残すもの</p> <p>九 一 下肢に仮関節を残すもの</p> <p>十 一 足の足指の全部を失つたもの</p> <p>十一 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの</p>	六百十六万円
第十級	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当に制限されるもの</p> <p>十二 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指を含み二の手指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>十三 一手のおや指を含み二の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	四百六十一万円

第十一級	<p>六 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指ひとさし指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>七 一手のおや指の用を廃したものの、ひとさし指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したものの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一下肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十二 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>一 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>三 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>七 一手のなか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>八 一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 一 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>	三百三十一万円
第十二級	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>九 一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの</p> <p>十 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>十一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p>	二百二十四万円

	<p>十二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十四 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	
<p>第十三級</p>	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 一手のこ指を失つたもの</p> <p>六 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>	<p>百三十九万 円</p>
<p>第十四級</p>	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手のこ指の用を廃したもの</p> <p>七 一手のおや指及びひとさし指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一手のおや指及びひとさし指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>十 局部に神経症状を残すもの</p> <p>十一 男子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>七十五万円</p>

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二 手指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運

動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。